

「万博を契機としたクルーズ促進支援に係る社会実験」に係る
企画提案公募仕様書

本公募は、現在申請中の観光庁「地域観光新発見事業」を活用して実施することを前提としており、不採択の場合は、本公募は中止とする。（令和6年6月上旬に採択可否が決定予定）

1. 業務名称

「万博を契機としたクルーズ促進支援に係る社会実験」に係る企画調整及び運營業務

2. 予定契約期間

契約締結日から令和7年3月25日(火)まで

3. 業務の目的

水辺の観光コンテンツと連携し、船着場で効率的に集客し、万博会場（夢洲）へ、混雑を避け、船内コンテンツを楽しみながら船でアクセスするクルーズ商品を開発することで、万博開催時の水上交通をアピールする。

また、万博後も有効な、魅力ある船内コンテンツの開発を行うことで、都市部でありながら手軽に魅力あるクルーズを楽しむことができる「水都大阪」の新たな魅力発掘にもつなげる。

4. 業務概要

水都大阪コンソーシアム（構成団体＝大阪商工会議所、公益社団法人関西経済連合会、一般社団法人関西経済同友会、大阪府、大阪市、公益財団法人大阪観光局、大阪シティクルーズ推進協議会。以下「コンソーシアム」という。）では、2025年日本国際博覧会（略称「大阪・関西万博」）開催時の会場（夢洲）への水上交通利用を念頭に、大阪・関西万博の開催前年となる2024年に、大阪市内から会場（夢洲）へアクセスするクルーズ商品開発を目的とした社会実験を行う事業者を募集する。

5. 企画提案概要

① 企画内容

大阪・関西万博開催時に会場（夢洲）へ、大阪市内の船着場からアクセスする魅力あるクルーズ商品を作成し、旅行会社、一般乗客を募集の上、社会実験を実施する。

また、船内コンテンツとして船内ガイド、エンタテインメント等を行うと共に、水辺の観光コンテンツとも連携した商品を作成する。

② 社会実験の実施日

契約締結後、令和6年10月16日（水）までの期間で、任意の2日間以上実施する。

ただし、天候等によるツアー中止の場合に備えて、予備日を1日設定する。

③ 社会実験の実施本数

1日に、発着や乗り継ぐ船着場が異なる3種類以上のルートを造成し、2日間以上実施す

ること。

④ 場所

大阪市内の船着場を発着地とし、夢洲周辺を遊覧または夢洲に上陸する航路とする。

⑤ 参加人数

1回あたり30名以上、計180名以上の参加者を見込んで企画すること。

※参加費用の額は問わない。

6. 委託業務概要

- (1) 事業全般に係る企画調整及び運営業務（総合企画、販売、広報、事業内容に係る調整、保険加入等）
- (2) 効果的な情報発信（チラシ制作、SNSの活用等）
- (3) 販路開拓（オンライン販売プラットフォーム等）
- (4) 発注者と週1～2回程度の打ち合わせと進捗報告
- (5) その他附帯業務（各種申請に必要な図面資料等の作成、行政等と協議・連携等）
- (6) 報告書の作成

7. 委託業務内容の詳細

(1) クルーズツアーの実施

- ① 大阪市内中心部の「水の回廊」にある船着場を発着地とし、川船・海船へ乗り換える船着場（中之島GATEノース、ユニバーサルシティポート）から夢洲へ水上交通でアクセスするツアーを造成する。
 - 1日に、発着や乗り継ぐ船着場が異なる3種類以上のルートを作成し、2日間以上実施すること。
 - 川船・海船へ乗り換える船着場は、3種類以上のルートのうち、1ルート以上で中之島GATEノースを使用すること。
 - 各コースに、関係者・メディア・旅行関係者等の枠を若干数、設定すること。
 - 参加者にアンケートを実施すること。
 - 提案書には、使用する船舶名を明記すること。
- ② 以下のコンテンツと連携すること。ただし、連携については、ツアー本体への組み込みまたは有料のオプションツアーとしての提案も可能。
 - 船着場では、各種クルーズ（舟運事業者が定期運航しているクルーズまたはチャータークルーズ）と連携すること。
 - 船着場周辺の観光コンテンツ（例：近隣のホテル等での食事や宿泊、伝統芸能、アクティビティ、美術館等）と連携し、魅力あるツアーとなるようなセット販売可能なものを提案すること。船着場周辺の観光コンテンツについては、「大阪」ならではのもの（例：大阪産食材を使用した食事等）を提案に含むこと。
 - ナイトタイムエコノミーの活性化に向け、2種類以上のナイトクルーズ（おおむね、18時以降の時間帯に実施するクルーズ）と連携すること。
- ③ 船内ガイド
 - 船内ガイドは、川船・海船へ乗り換える船着場と夢洲との往復区間は必須とする。

- 船内ガイドが乗船しない区間においては、船内ガイドに代わる案内手段（案内マップ等）を提案に入れること。
 - 社会実験後も活用できる各航路における船内ガイドのマニュアルを作成すること。
 - 船内ガイドのマニュアルを活用した船内ガイドを育成することとし、育成スケジュールを提案時に明記すること。
- ④ 船内コンテンツ
- 船内で乗客が時間を有効活用し、移動時間そのものを楽しめるものにするため、船内で楽しめるコンテンツ（動画、マップ等）を作成すること。
 - 作成したコンテンツについては、社会実験の参加者に配布すると共に、社会実験終了後も、舟運事業者が活用できるものを提案すること。
 - インバウンドも含めた来阪者に喜ばれるようなエンタテインメントを船内で行うこと。
 - 船内コンテンツの提案については、「非日常感」「ゆったりくつろぎながらの移動」を希望するターゲット層にアピールするものを1つ以上含むこと。
- ⑤ 乗船前後や船上での食事を楽しむための仕組み作り（例：ミールクーポン等）や、船に乗る動機付けになるような仕掛けづくり（例：万博デジタルウォレットによるスタンプラリー等）を行う。
- ⑥ 夢洲上陸をツアー行程に組み込むこと。
- 夢洲上陸に係る費用等はすべて提案書見積りに含めること。
 - 夢洲での具体的な行程を記載すること。
 - 栈橋使用時および夢洲上陸時に必要な警備・安全対策等も、コンソーシアムと相談の上、計画し、実施すること。警備・安全対策に係る費用についても事業者負担とする。
 - 夢洲上陸に当たっては、大阪港湾局等、関係各所に必要な申請を行った上で、十分な安全対策を行うこと。
- ⑦ 行程中、水上交通以外にも必要な交通機関があれば、提案に入れ、費用に含むこと。
- ⑧ 集合から解散まで、添乗員が同行すること。

(2) 販路開拓について

- ① 予約が可能な自社ホームページを作成すること。また、水都大阪コンソーシアム等のホームページに掲出するためのバナーを作成すること。
- ② 自社での販売以外に、外部旅行会社（国内または海外）等を通じた販売も行うこと。
- ③ OTA等のオンライン販売プラットフォームを作成すること
- ④ 地図検索サービスに船着場を登録すること。
- ⑤ 英語での翻訳を行い、自社ホームページまたはオンライン販売プラットフォームに掲載すること。（英語は必須とし、それ以外の言語も追加して提案することは可能。）
- ⑥ 具体的な販売促進の手法を明示すること。（例：WEB広告等）

(3) 実施体制について

- ① 連絡体制表を作成し、連絡系統と責任の所在を明確にしておくこと。
- ② 警備、交通誘導、規制等について、警察、地元関係機関等と十分な協議・調整を行うこと。

- ③ 公共空間の占用については管轄する行政機関と十分な協議・調整を行うこと。
- ④ 時間が夜間に及ぶ場合は、照明機器の設置、警備員の増員など安全対策を徹底すること。
- ⑤ 地元住民等が騒音、光害、臭気等で被害を受けないように十分配慮すること。

(4) 他の社会実験、イベントとの連携について

他エリアで実施する舟運活性化社会実験やイベント等、水都大阪コンソーシアムが指定するものとの広報連携や事業連携を図ること。

(5) 情報発信について

- ① 社会実験販売告知のチラシを2000枚(A4フルカラー、両面)以上制作し、コンソーシアムが指定する納品先へ納品すること。
- ② 情報発信のためのSNSを3種以上立ち上げ、販売開始前、社会実験中等、効果的な時期に情報発信を行うこと。
- ③ 上記①チラシ②SNS以外に、有効な情報発信手段があれば、提案すること。
- ④ コンソーシアムをはじめ地元の媒体とも連携し情報拡散を行うための情報提供およびデータ提供を行うこと。
- ⑤ コンソーシアムと連携し、プレスリリースの発信等効果的なメディアへのアプローチを行うこと。
- ⑥ 社会実験実施時にメディアを招待するために必要な準備（お客様への周知・承認、メディア用座席の確保等）をコンソーシアムと連携して行うこと。

(6) 効果検証について

- ① 社会実験参加者へのアンケートを実施し、結果分析を行うこと。また、コンソーシアムと相談の上、分析結果をまとめた書面を作成すること。
- ② アンケート内容については、コンソーシアムと相談の上、作成すること。

(7) 報告書の作成・提出について

- ① コンソーシアムが観光庁事務局へ提出する資料を作成するにあたり、必要なデータ・画像・資料等を、コンソーシアムの指定する書式で提出すること。
- ② 事業終了時には、業務に関して作成したマニュアル等の資料、記録写真、アンケート集計結果、メディア掲載記事類を提出すること。写真や動画は個別の電子データも提出すること。

8. 提案書の作成について

- (1) 様式は自由とする。
- (2) 各コンテンツ等の内容、実施場所、タイムスケジュール等を具体的に分かりやすく記載すること。
- (3) 上記6(1)の条件を満たしていることが分かりやすいように記載すること。
- (4) 各項目の見積額をできる範囲で詳細に記載すること。

9. 運営実務について

(1) コンソーシアムとの連絡調整

コンソーシアムと緊密に連絡をとり、情報を共有しながら業務を推進すること。

(2) 関係機関等（運営施設含む）との連絡調整

河川管理者、船着場運営管理者、大阪港湾局、警察署等、関係機関等との連絡調整は、コンソーシアムの指示のもと、状況に応じて受託事業者が行うこと。また、駐車場、社会実験当日に必要な備品、控室等の確保等、運営・実施等に係る詳細についてもコンソーシアムの指示のもと施設管理者等と調整にあたること。

(3) 各種許可申請および届出に係る業務

- 夢洲浮棧橋使用許可、夢洲上陸許可等、必要な許可申請書の作成等、社会実験実施に必要な資料を作成すること。
- 船着場使用については、社会実験で使用するクルーズの舟運事業者と連携の上、漏れなく申請すること。

(4) 実施計画

- 実施計画を策定すること。
- 雨天時でも実施できるよう、必要に応じて雨天時の計画を策定すること。
- 荒天時、クルーズ実施の可否については、舟運事業者およびコンソーシアムと相談して決定することとする。中止になった際の対応についても策定しておくこと。
- 必要に応じて集合場所・受付場所等を確保すること。また、参加者への注意書き、誘導表示等のサイン計画を策定すること。
- 事業終了後は、設置物の撤去・清掃等、実施計画に基づき、実施すること。

(5) 実施マニュアル等必要資料の作成

- 社会実験実施までの業務行程スケジュール
- 雨天時対応マニュアル
- 制作物、マニュアル等に要する資料
- 安全対策等に要する配置計画等
- 連絡体制表(緊急時対応含む)
- スタッフマニュアル
- その他、コンソーシアムが必要と認める資料

(6) パブリシティ調整業務

- 社会実験にはメディア取材を受け付けることとし、コンソーシアムと調整の上、取材要領の作成及び当日のプレス対応を行うこと。また、社会実験実施日までに、取材が入る旨、参加者の了解をとっておくこと。

(7) コンソーシアム運営資材搬入搬出作業

社会実験当日にコンソーシアムが使用する資機材について、コンソーシアムの指示に基づき搬入出作業を行うこと。

(8)保険の加入

この事業の運営にかかる損害賠償保険等に加入すること。

10. その他

(1)守秘義務等について

- ① 受注者は、本件委託業務の遂行上知り得た情報は、受託業務遂行の目的以外に使用し、または第三者に提供してはならない。
- ② 本件委託業務の終了後、成果物に誤り等が認められた場合には、受注者の責任において速やかにその誤りを訂正しなければならない。

(2)個人情報の取り扱いについて

- ① 本件委託業務の遂行上知り得た個人情報や法人情報については、受注者の責任において厳重に管理するとともに、他の目的への転用等は絶対に行わないこと。また、業務完了後、受注者が保有する機器等にデータが残存している場合は、受注者の責任において確実にデータの破棄を行うこと。
- ② 受注者は本件委託業務実施にあたり、収集する個人情報及び法人情報について、コンソーシアムに情報提供することを当事者に事前に説明し同意を得ること。
- ③ 本件委託業務実施にあたり収集した個人情報や法人情報はコンソーシアムに帰属するものとし、コンソーシアムの指示に従い提供を行うこと。

(3)著作物の譲渡等

受注者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。ただし、当該著作物のうち受注者が従前より保有するものの著作権は、受注者に留保されるものとし、受注者は発注者及びその指定する者の必要な範囲で発注者及びその指定する者に無償で使用することを許諾するものとする。

(4)その他留意事項について

- ① 契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が「万博を契機としたクルーズ促進支援に係る社会実験」企画調整及び運営業務公募要領の「5公募参加資格(7)」に該当すると認められた時は、契約を解除することがある。
- ② その他、本仕様書に記載のない事項及び業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、その都度コンソーシアムと協議を行い、指示に従うこと。